

**地方独立行政法人大阪市民病院機構  
令和2事業年度の業務実績に関する評価結果**

**令和3年10月  
大阪市**

## 目 次

1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2 全体評価	2 ページ
(1) 評価結果と判断理由 〈全体評価にあたって考慮した事項〉 ① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標 ② 令和2年度における重点的な取り組み (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 大項目評価	
3-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	4 ページ
(1) 評価結果と判断理由 〈小項目評価の集計結果〉 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉 小項目評価がⅣの項目 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価	8 ページ
(1) 評価結果と判断理由 〈小項目評価の集計結果〉 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉 小項目評価がⅣの項目 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	

## 1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

- 地方独立行政法人大阪市民病院機構（平成 26 年 10 月 1 日設立）について、「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営及び市長の評価等に関する基本方針」に基づき、次のとおり令和 2 事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

### 〈評価の基本方針〉

年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断し、法人が中期目標を達成するために、法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。

### 〈評価の方法〉

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人が、病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、報告内容及び自己評価とその判断理由の妥当性について評価委員会において専門的見地からの意見を聴取したうえで評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

### 〈項目別評価の具体的方法〉

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)小項目評価、(3)大項目評価、の手順で行う。

#### (1)法人による自己評価

- 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、I～V の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

- 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

#### (2)小項目評価

- 法人の目標設定及び自己評価の妥当性等について評価委員会から意見を聴取し、総合的に検証のうえ、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～V の 5 段階による評価を行う。

#### (3)大項目評価

- 小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～D の 5 段階による評価を行う。

### 〈全体評価の具体的方法〉

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

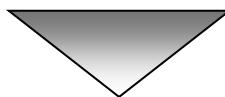
## 2 全体評価

### (1) 評価結果と判断理由

- 令和2事業年度の業務実績に関する評価については、4ページ以降に示すように、大項目「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」の評価についてはA評価（「計画どおり」）、大項目「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」の評価についても、A評価（「計画どおり」）が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、大阪市民病院機構の基本的な目標、令和2年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、令和2事業年度の業務実績については、「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

#### 〈大項目の評価結果〉

市民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (4ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善 (8ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり



#### 〈全体評価の評価結果〉

「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

#### 〈全体評価にあたって考慮した事項〉

##### ① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

『地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、これまでの単年度ごとの短期的視点の弊害から脱却し、長期的視点に立ったうえで、意思決定の迅速化を進めて、効率的な病院経営に努め、経営基盤の安定化を図る。』

医療を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中で、医療制度改革などの変化に的確に対応して、引き続き地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療の提供など公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に応えていく。』

##### ② 令和2年度における重点的な取り組み

地方独立行政法人として設立7年目となる令和2年度は、中期目標の達成に向け、理事会を定期的に開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を図りながら、コンプライアンスの推進に取り組み、円滑な病院運営に努めた。

また、公的医療機関としての役割を果たすため、各病院等において求められる医療の提供や患者サービスの向上、地域医療機関との連携及び役割分担の推進、優秀な人材の確保・育成など医療提供体制の整備に努めるとともに、法人全体としても業務運営の改善及び効率化に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務運営の効率化など、経営基盤の強化に向け引き続き取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症への対応については、大阪府・市の要請のもと、公的医療機関として率先して、第一種感染症指定医療機関である総合医療センターを中心に、十三市民病院と役割分担を図り、感染の初期から新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ってきた。

4月に発令された緊急事態宣言に伴い、十三市民病院は市の要請を受け、国内初の新型コロナウイルス感染症患者の受入専門病院となり、重点医療機関として府の指定を受け運用を開始した。専門病院化にあたり、内科二次救急の受入休止、一般診療の休止、手術の中止など、医療機能の大幅な縮小・変更を行うとともに、入院患者の転院・退院調整を行い、中等症患者を中心に受入れを行った。

総合医療センターは、同じく新型コロナウイルス感染症重点医療機関として府の指定を受け、重症患者に対する専用病床を確保し、重症患者を中心に受入れを行った。受入れにあたり、手術の制限、三次救急の一時休止、一般病棟の閉鎖など医療機能の縮小を行い、多くの医療従事者の重点配置を行った。

## （2）評価に当たっての意見、指摘等

大項目1に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1～5、8～20のとおり、計画どおり進捗していると評価できる。

また、大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関しても、小項目番号21～26のとおり、計画どおり進捗していると評価できる。

以上を踏まえると、令和2事業年度における大阪市民病院機構の取り組みは、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

十三市民病院は、令和2年4月に本市の要請を受け、国内初の新型コロナウイルス感染症の中等症患者受入専門病院となり、重点医療機関として府の指定を受け運用を開始した。

専門病院化にあたり、これまで提供してきた医療機能の大幅な縮小、変更を行うとともに、入院患者の転院、退院調整を行った。病床数は、70床（令和3年3月末時点）を運用し、延べ約12,000名の中等症患者を受け入れてきており、府市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担った。

また、7月末には、一部の外来診療を再開し、地域のニーズにも応えている。

新型コロナウイルス感染症に対する項目は、中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されていないものの、十三市民病院が果たした役割は非常に大きく、本市としてV相当と評価する。

### 3-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項 あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

#### 〈小項目評価の集計結果〉

18項目のすべてが小項目評価のⅢまたはⅣに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	III 計画を順調に 実施してい る	II 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる	
求められる医療の提 供	8	0	3	5	0	0
信頼される温かな医 療の実践	6	0	0	6	0	0
地域医療連携の強化 及び地域への貢献	3	0	3	0	0	0
優れた医療人の育 成・確保	1	0	1	0	0	0
合計	18	0	7 11 18	0	0	

#### 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

評価番号6・7については、十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化に伴い、除外する。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和2事業年度の実施報告を確認すると、中期計画に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向け、小項目番号1～5・8～10のとおり求められる医療の提供を実施し、小項目番号11～20のとおり信頼される温かな医療の実践・地域医療連携の強化及び地域への貢献・優れた医療人の育成・確保に取り組み、年度計画を順調に実施していると評価できる。

小項目評価がIV（計画を上回って実施している場合）以上の項目は次のとおりであった。

（（ ）は小項目評価の番号）

## (3) 小児医療（総合医療センター）【IV】

小児がん拠点病院として、小児がん診療の質の向上と小児がん患者の支援のため、当院で診断・治療を受けた患者について地域がん登録の提出を行うとともに、高度かつ専門的な医療の提供に努めた。

新型コロナウイルス感染症対応を優先するために12月から一時的にAYA世代病棟を閉鎖せざるを得なかつたが、その後も小児病棟で15歳以上の患者を受入れ、成人病棟でも青年期以降の小児科患者の受入れを行い、AYA世代に対して必要な医療を提供し続けた。

目標指標である小児がん登録件数が目標を上回るなど、小児がん拠点病院として役割を果たし、AYA世代病棟の入院患者数は、新型コロナウイルス感染症対応のため、当該病棟を一時休止したことが影響し、前年度に比べ減少となつたが、他小児病棟での受入れを進めるなど、総合医療センターに求められる小児医療を実施したことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

## (4) がん医療（総合医療センター）【IV】

国が指定するがん診療連携拠点病院等の中で、特に診療実績が優れている医療機関として、新たに「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」の指定を受けている。また、全国15病院のひとつである、「小児がん拠点病院」の更新指定を受けている。

全国34医療機関のひとつとして、「がんゲノム医療拠点病院」に指定され、保険適用でのがんゲノム医療を開始している。また、がんゲノム医療に関わる各部門の連携を図るために、4月には拠点病院の指定要件を検討するための組織として、「がんゲノム医療拠点病院対策委員会」を設置した。

がん医療については、がん入院患者数及びがん登録件数が目標にやや届かなかつたものの、放射線治療件数や外来化学療法件数は目標を上回り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で、様々ながん患者に対して適切な医療を提供し、求められる役割に応じた医療の提供を着実に実施したことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (10) 研究機能の強化【IV】

厚生労働省、文部科学省の科学研究費助成制度などを利用し、革新的がん医療実用化や難治性疾患等実用化に向けての多施設共同研究を実施した。

遺伝子診療部に経験豊富な臨床遺伝専門医と最新の遺伝子解析機器を保有する充実した検査部門を備え、院内臨床各科の遺伝子診療のニーズに応えており、病院全体の診療レベルの向上に寄与しているほか、院外からの遺伝子疾患の診療・カウンセリング依頼にも対応している。

臨床研究センターにおいて、臨床試験（介入試験）や治験研究を通じて、病態解明や診断と治療に直結する研究に取り組んでいる。

血漿遊離DNAからRET融合遺伝子またはROS1融合遺伝子が検出された進行・再発非小細胞肺がんなどに対する医師主導治験を実施した。

「臨床研究倫理委員会」を中心に、臨床研究法（平成29年法律第16号）及びGCP省令（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号））に定められた実施基準を遵守しながら、質の高い研究活動の推進を図った。

目標指標である臨床研究（新規）実施件数及び企業治験実施件数が目標を上回り、医師主導治験実施件数も目標を達成し、厚生労働省や文部科学省の科学研究費助成制度等による共同研究にも積極的に取り組んでいることから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (17) 地域医療機関との連携【IV】

地域の医療機関を医師等が積極的に訪問し、病院の医療機能や専門分野、各科の特徴などをアピールするとともに、情報交換や意見聴取を行い、地域医療機関との連携強化に努めた。

目標指標である紹介率・逆紹介率は、総合医療センターは目標を上回った。

十三市民病院は、新型コロナウイルス感染症専門病院としての運用に伴い、提供する医療内容が大きく変化したことに加え、新型コロナウイルス感染症に関しても、地域の医療機関との連携強化を図り、円滑な受入れに努めたことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (18) 全世代を対象とする地域包括ケアシステム【IV】

地域包括ケアシステムの中で求められる役割を果たすため、地域医療機関の医療機能や転院・在宅調整に関わる課題を明確にし、前方、後方支援の連携強化に努めた。

総合医療センターにおいては、都島区の26施設が参加する「さくらネットワーク」会議を開催し、顔の見える連携を強化して地域の問題点を解決していくことで、患者が安心して継続した医療を受けることができるよう努めた。

目標指標であるPFM取扱件数は、総合医療センターは目標・前年度を上回ったことから、IV評価とした。

#### (19) 市民への保健医療情報の提供・発信【IV】

病院ホームページに各種イベント情報や臨床評価指標などの各種情報を掲載し、情報発信の充実を図った。予防・啓蒙活動・医療機能教育にも注力し、地域包括支援センターと共に講演や予防体操を交えた内容で開催した。

様々な手法を用いて可能な範囲で情報の提供・発信に努め、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報発信にも積極的に取り組んだことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (20) 優れた医療人の育成・確保【IV】

新型コロナウイルス感染症拡大で実習の申し込みが減少したが、市域における医療スタッフの資質向上に貢献することを目的として、看護系大学等から積極的に実習の受入れを行っている。

平成30年度に「キャリア形成支援推進委員会」を立ち上げ、専門職の資格取得や院外研修について、職種横断的に計画的に支援している。また、研修指導体制の充実を図るべく、指導医を計画的に「指導医養成講習会」に受講させ、指導環境の整備に努めた。

日本専門医機構及び基本領域の学会からの情報収集を積極的に行い、平成30年度から新制度による専攻医の研修を開始した。令和2年度は19の基本領域のうち13の領域で基幹施設として募集を行った。

職員が仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）が図れ、働きやすい職場環境づくりを進めるため、短時間勤務制度や自宅訪問型病児保育について継続して運用を行った。

優秀な人材の確保に向け、WEBでの就職説明会の開催など、全国各地の学生等に向けての幅広い募集活動を行った。

メンタルヘルス相談窓口の継続（外部委託）や各種健康相談窓口の周知など、職員の労働環境の整備に努めた。

さらに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れにあたり、繁忙度が高まる中で多くの離職者を出すことなく対応したことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

#### 十三市民病院について

十三市民病院は、令和2年4月に本市の要請を受け、国内初の新型コロナウイルス感染症の中等症患者受入専門病院となり、重点医療機関として府の指定を受け運用を開始した。

専門病院化にあたり、これまで提供してきた医療機能の大幅な縮小、変更を行うとともに、入院患者の転院、退院調整を行った。病床数は、70床（令和3年3月末時点）を運用し、延べ約12,000名の中等症患者を受け入れてきており、府市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担った。

また、7月末には、一部の外来診療を再開し、地域のニーズにも応えている。

新型コロナウイルス感染症に対する項目は、中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されていないものの、十三市民病院が果たした役割は非常に大きく、本市としてV相当と評価する。

### 3-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

#### 〈小項目評価の集計結果〉

6項目のすべてが小項目評価のⅢまたはⅣに該当していることから、小項目評価の集計では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	III 計画を順調 に実施して いる	II 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
自律性・機動性の高い 組織体制の確立	1	0	0	1	0	0
経営基盤の安定化	5	0	1	4	0	0
合計	6	0	1	5	0	0
			6			

#### 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

#### (2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和2事業年度の実施報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に向け、小項目番号21のとおり自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立に努めるとともに、小項目番号22～26のとおり経営基盤の安定化に取り組み、年度計画を順調に実施していると評価できる。

小項目評価がIV（計画を上回って実施している場合）以上の項目は次のとおりであった。

（（ ）は小項目評価の番号）

（24）材料費比率の改善【IV】

薬剤及び診療材料については、3施設分を一括契約することでボリュームディスカウント価格交渉を行っており、薬価及び償還価格を下回ることができた。

後発医薬品の採用促進に積極的に取組み、医薬品購入経費の節減を図った。

診療材料については、全国共同購入組織に加盟し、全国200超の病院のバイイングパワーを活かし共同購入選定品への切り替えや価格交渉を進めた。

後発医薬品の採用促進や、診療材料の同種同効品への切替の推進、共同購入の取り組みなど、材料費の縮減に取り組み、目標を達成したことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。